

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法における所掌事務規定等の整備について

- 防衛省の所掌事務規定の改正(第4条)
- 防衛装備庁(仮称)の設置・任務・所掌事務に係る規定の新設
(第35条・第36条・第37条)
- 統合幕僚監部の所掌事務規定の改正(第22条)
- 内部部局の所掌事務規定の改正(第8条)
- 官房長及び局長と幕僚長との関係に係る規定の改正(第12条)

平成27年3月
防衛省大臣官房

防衛省の所掌事務規定の改正(第4条)

【政策課題】

中央省庁再編時(平成13年1月)に想定されなかった役割の増大
例:国際的な防衛装備・技術協力、能力構築支援(キャパシティビルディング)

国際協力分野における新たな政策課題に積極的に取り組むため、
省の所掌事務規定上の根拠の明確化が必要



防衛省の所掌事務として「所掌事務に係る国際協力に関すること」を追加
(第32号として新設)

【改正案】

(所掌事務)

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一 (略)

三十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十三・三十四 (略)

【他省の設置法の例】

◎総務省設置法(平成11年法律第91号)(抄)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九十四 (略)

九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十六～九十九 (略)

◎文部科学省設置法(平成11年法律第96号)(抄)

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九十四 (略)

九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十六・九十七 (略)

◎厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)(抄)

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～百八 (略)

百九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

百十・百十一 (略)

2 (略)

◎経済産業省設置法(平成11年法律第99号)(抄)

(所掌事務)

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十七 (略)

五十八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十九・六十 (略)

2 (略)

**防衛装備庁(仮称)の設置・任務・所掌事務に係る規定の新設
(第35条・第36条・第37条)**

【政策課題】

防衛装備行政への効果的な対応(政策庁たる外局の新設)

- ① 装備品等の研究開発・調達等の適正かつ効率的な遂行、
- ② 防衛生産・技術基盤の強化、③ 国際的な防衛装備・技術協力等の推進
を行うべく、防衛装備庁(仮称)を新設する必要



防衛装備庁(仮称)が担う「任務」として上記①～③を明確に位置付け、
その達成に必要な「所掌事務」を規定

【改正案】

第三十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置く。

2 防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とする。

(任務)

第三十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務(第八条第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

【参考】

◎防衛省設置法(昭和29年法律第164号)(抄)

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 (略)

(所掌事務)

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 職員の人事に関すること。

六 職員の補充に関すること。

七 礼式及び服制に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十 職員の保健衛生に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下「装備品等」という。)の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

十五 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

三十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十三 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき防衛省に属させられた事務

※ゴシック体は防衛装備庁(仮称)の
主要な所掌事務

第35条・第36条・第37条関係

統合幕僚監部の所掌事務規定の改正(第22条)

【政策課題】

統合運用機能の強化

(実際の部隊運用に関する業務の統合幕僚監部への一元化)

統合幕僚監部が関係省庁、地方公共団体等に対して情報の連絡や調整といった業務を行うことについて、調整等を受ける側の視点からも、法律上の所掌事務として明確化されている必要



「所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること」を
統合幕僚監部の所掌事務規定に追加(第8号として新設)

【改正案】

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十二條 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。
- 二 行動の計画の立案に関すること。
- 三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。
- 五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。
- 六 所掌事務の遂行に必要な部隊等(第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。)の管理及び運営の調整に関すること。
- 七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。
- 九 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

内部部局の所掌事務規定の改正(第8条)

【政策課題】

内部部局の総合調整機能の明確化

統合運用機能の強化や防衛装備庁(仮称)の新設など今般の大規模な組織改編に伴い、防衛省の所掌事務全体について、
防衛大臣の判断の下で統一的に遂行されることを確保する必要



省の所掌事務に関し、省内の施策の統一を図るために必要となるものを行うという「目的」と「性格」を明確化した総合調整機能について、
内部部局の所掌事務として明記(第7号として新設)

【改正案】

(内部部局の所掌事務)

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
- 四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務
- 五 第四条第六号、第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。
- 六 第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの

【参考】

◎防衛省組織令(昭和29年政令第178号)(抄)
(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～九 (略)
- 十 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十一～二十五 (略)



「～省の所掌事務に関する総合調整に関すること。」はすべての省の組織令に規定がある。

◎内閣法(昭和22年法律第5号)(抄)

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～三 (略)
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五～十四 (略)

③・④ (略)

第8条関係

官房長及び局長と幕僚長との関係に係る規定の改正(第12条)

【政策課題】

防衛省・自衛隊における大臣補佐機能の明確化

統合運用機能の強化や政策庁たる防衛装備庁(仮称)の新設に伴い、文官と自衛官の一体感をより高めつつ、現在の第12条が有する『政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐の調整・吻合』という趣旨をより明確化し、防衛大臣によるシビリアンコントロールを確固たるものとする必要



- ① 政策的見地からの大臣補佐の対象について、幕僚長や幕僚監部に関するものに限定している現行各号のような規定とはせず、省の任務を達成するための省の所掌事務の遂行とする。
- ② 政策的見地からの大臣補佐は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長による軍事専門的見地からの大臣補佐と「相まって」行われることを明記する。
- ③ 政策的見地からの大臣補佐の主体として、新設される政策庁の長たる防衛装備庁長官(仮称)を加える。

【改正案】

(官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係)

第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まって、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

【現行規定】

(官房長及び局長と幕僚長との関係)

第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)に対する指示
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う一般的監督

【参考】

◎自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

(幕僚長の職務)

第九条(略)

2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

3(略)